

貸発第 105 号
2021 年 10 月 5 日

貸 借 取 引 参 加 者
貸借取引事務取扱責任者 殿

日 本 証 券 金 融 株 式 会 社
貸借取引部長 赤羽 淳

貸借取引貸株のご利用にかかるお願い

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社は、下記銘柄につきまして、2021 年 9 月 6 日付社発第 T-373 号により、品貸料（逆日歩）の最高料率を 10 倍とする臨時措置を講じております。当社といたしましても当該銘柄の株券調達について引続き最大限努力しておりますが、今後の借株の動向によっては貸付株券の調達が極めて困難となる可能性があります。

つきましては、当該銘柄の貸借取引貸株をご利用中の貸借取引参加者におかれましては、このような状況をご賢察いただき、今後の貸株残高等の状況によりましては、貸借取引貸出規程第 4 条に基づく貸株のご返済をお願いすることもありますので、予めご承知おき下さいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

(株)東京機械製作所 株式 (6335)

以 上

(ご参考) 貸借取引貸出規程

第 4 条 当社は、つぎの各号に掲げる場合においては、一部もしくは全部の貸借取引参加者、第 7 条に規定する取引区分の一部もしくは全部、または一部もしくは全部の銘柄について、増担保金の徴収、貸付けの制限もしくは停止、または貸し付けている金銭もしくは株券等の返済の請求を行うことができる。

- (1) 貸借取引参加者の金銭または株券等の借入額がその資力または営業状況に照らして過当となるおそれがあり、または過当であると認められるとき
- (2) 特定の銘柄について貸借取引の量が異常に増加し、または増加するおそれがあるとき
- (3) 買占めその他の原因により、特定の銘柄について株券等を調達することが不可能な状態となるおそれがあるとき
- (4) 経済情勢の激変その他の事情により、有価証券の相場が暴騰もしくは暴落し、またはそのおそれがあるとき
- (5) 前各号のほか、貸借取引の公正、円滑な運営が著しく阻害されるおそれがある場合において、これを防止するため必要と認めるとき

第 11 条 この規程による貸借取引の返済期日は貸付日の翌日（取引所の休業日に当たるときは、順次繰り下げる。以下同じ。）とする。ただし、第 4 条に規定する返済の請求を行う場合または貸借取引参加者が期限の利益を喪失した場合を除き、貸付けを受けている貸借取引参加者が第 8 条に規定する返済申込みを行わない場合または貸付けの一部についてのみ第 8 条に規定する返済申込みを行う場合には、当該貸借取引参加者は、返済申込みを行っていない部分の貸付けを返済し、あらためて第 7 条に規定する借入れ申込みを行ったものとみなす。